

設 計 書

予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	単価 第 29 号

課 長	課長補佐	係 長	副 務 者	検 算	主務者 (監督員)

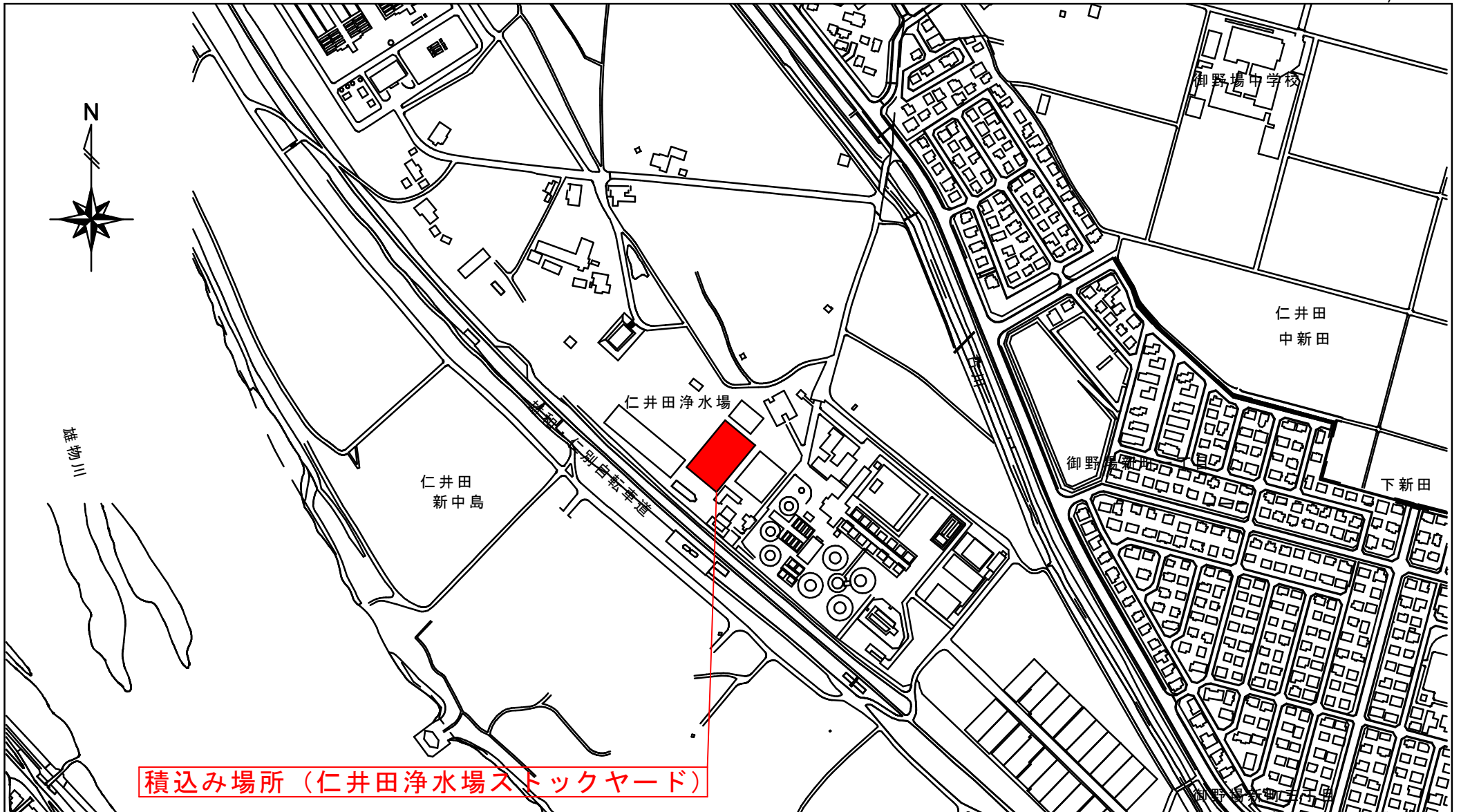
年 度	令和 8 年度	作成年月日	令和8年4月9日	履行期間	から
委託名	浄水汚泥収集運搬業務委託				令和8年11月30日
委託場所	仁井田字新中島221-2			契約者	
設計金額	金	円也	(1回当たり)		
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)	摘 要		
業 務 価 格			・仁井田浄水場から発生する浄水汚泥の収集運搬業務	
消 費 税 等 相 当 額			運搬先:秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川雨池沢45)	
業 務 委 託 費			予定運搬量:1,800m ³ /年	
			副務者	(職名) 氏名
			主務者 (監督員)	(職名) 氏名

秋 田 市 上 下 水 道 局

箇所図
仁井田浄水場

S=1:5,000



業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
収集運搬業務							
	直接業務費						
		収集運搬費	回	1			明細書 第1号
	直接業務費 計						
	共通仮設費		式	1			
	純業務費 計		式	1			
	現場管理費		式	1			
業務原価			式	1			
	一般管理費等		式	1			
業務価格			式	1			
消費税等相当額			%	10			
業務委託費	(1回当たり)		式	1			

秋 田 市 上 下 水 道 局

収集運搬費（1回当たり）

明 細 書

（ 第 1 号 ）

種 別 ・ 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥運搬費	ダンプ10t積	式	1			
汚泥積み込み費		式	1			
計	1回当たり					

秋 田 市 上 下 水 道 局

特記仕様書

浄水汚泥収集運搬業務委託

令和8年度

秋田市上下水道局

(適用)

第1条 本仕様書の適用は次のとおりである。

- (1) 本仕様書は、秋田市上下水道局の浄水課が所管する浄水汚泥収集運搬業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」および「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」によるものとする。

(目的)

第2条 本仕様書は、仁井田浄水場の浄水汚泥収集運搬業務委託を円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

(業務概要)

第3条 本業務の業務範囲は、仁井田浄水場で保管している浄水汚泥を建設機械により運搬車両に積込み、秋田県環境保全センターに運搬するまでとする。

(積込み場所および運搬先)

第4条 積込み場所および運搬先、運搬距離は次のとおりである。

(1) 積込み場所

- ア 住 所 秋田市仁井田字新中島221-2
- イ 積込み場所 仁井田浄水場ストックヤード

(2) 運搬先

- ア 住 所 大仙市協和上淀川字雨池沢45
- イ 運 搬 先 秋田県環境保全センター
- ウ 運 搬 距 離 積込み場所から運搬先まで約18.0km（片道）

(有資格等)

第5条 本業務に必要な資格は次のとおりである。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）第14条第1項に規定する収集運搬業の許可および必要な運搬車両を有していること。
- (2) 運搬車両および積込みに使用する建設機械を各1台以上配備することができ、車両の故障時等に代替車両の手配等の対応が行える者。

(運搬車両)

第6条 運搬車両はダンプ車（10トン積み）を基本とする。

(履行期間)

第7条 本業務の履行期間は次のとおりである。

(1) 履行期間は、契約後から令和8年11月30日までとする。

(運搬日および作業時間)

第8条 運搬日および作業時間は次のとおりである。

(1) 運搬日は、原則として委託者が指定する日とする。ただし、土日祝日を除くものとする。

(2) 作業時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

(運搬予定量および運搬回数)

第9条 本業務の運搬予定量は次のとおりである。

(1) 運搬予定量は約1,800m³/年とする。通常の運搬量は300m³/月程度までとし、1日当たりの運搬回数は3回程度とする。運搬量は浄水汚泥の保管状況や運搬状況、含水率の変動等により増減するが、予定数量の保証は行わない。

(2) 運搬量の確認は、秋田県環境保全センターまで運搬した際のマニフェストによるものとし、日運搬量を電子マニフェストにより3日以内に登録し、月毎に業務(完了・一部完了)報告書を提出すること。

(3) 浄水汚泥の保管状況や運搬状況、悪天候、含水率80%を超えている等の理由により委託者が運搬に適さないと判断した場合は、運搬を中止すること。

(4) 運搬した汚泥の状態や運搬状況等について秋田県環境保全センターより指導を受けた場合は、速やかに委託者に報告すること。

(支払条件)

第10条 本業務の単価については次のとおりである。

(1) 本業務は、運搬1回当たりの単価契約とする。

(2) 本業務の支払いは、運搬回数に契約金額を乗じた額を当月の完了部分として支払うものとする。

(業務総括責任者および現場代理人)

第11条 受託者は、本業務の実施に当たり、作業管理、安全管理等のため業務総括責任者および現場代理人を定めなければならない。

(1) 業務総括責任者および現場代理人の変更がある場合は、速やかに報告しなければならない。

(業務の注意点)

第12条 本業務の注意点については次のとおりである。

- (1) 仁井田浄水場の運転業務に支障がないよう、浄配水場等運転管理業務受託者と密接に連絡を取り合い作業すること。
- (2) 積込み場所は、常に清潔にすること。
- (3) 積込み場所では委託者の案内に従い、円滑な運搬業務を図ること。
- (4) 過積載防止のため、積込み時に自重計で確認すること。
- (5) 本業務中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処するとともに、委託者に報告すること。
- (6) 運搬業務に関しては、作業員名簿に記載されている者以外は運転してはならない。
- (7) 運搬量の確認については、電子マニフェストにより管理すること。

(関係法令の遵守)

第13条 廃掃法およびその他、関係法令を遵守すること。

(提出書類)

第14条 本業務において、受託者は次の書類を提出すること。

- (1) 業務計画書
 - ア 組織図
 - イ 安全管理および緊急連絡体制図
 - ウ 産業廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可証および車両登録証等の写し
 - エ 作業従事者の当該運搬車両に適した運転免許証の写し
 - オ 業務総括責任者および現場代理人に関する書類
 - カ 作業員名簿（各種免許等の写し含む）
 - キ その他
- (2) 日誌等
 - ア 日誌（委託者が指定する様式による）
 - イ 週間工程表（委託者が指定する様式による）
 - ウ 月間工程表（委託者が指定する様式による）
 - エ 業務（完了・一部完了）報告書
- (3) その他必要な書類
 - ア 使用料計算書（秋田県環境保全センターより発行されたもの）
 - イ 受渡確認票（2部提出し、控えとして1部を返却されたもの）
 - ウ その他必要な書類

(安全衛生管理)

第15条 受託者は、次のことに留意し、従事者の労働安全衛生に対する意識の向上および安全の確保と健康の保持に努めなければならない。

- (1) 労働安全衛生法およびその他災害防止関係法令を遵守し、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、事故等の発生防止に努めること。
- (2) 業務履行に当たり、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な安全措置を講ずること。

(協議等)

第16条 本仕様書に疑義が生じた場合や、本仕様書に明示されていない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。